

資料編

《資料編》

資料 1	策定の経過	資料編 1
資料 2	玉名市食料・農業・農村基本条例	資料編 2
資料 3	玉名市食料・農業・農村政策審議会委員名簿	資料編 7
資料 4	諮問書	資料編 8
資料 5	答申書	資料編 9
資料 6	明日の玉名の農業を考える会名簿	資料編 10

資料 1 策定の経過

日付	内容
平成 27 年 9 月 4 日	玉名市食料・農業・農村基本計画策定審議会 第 1 回 (委嘱状交付、会長・副会長選出、計画手順の審議)
平成 27 年 9 月 16 日 ～11 月 30 日	市民アンケートの実施
平成 28 年 2 月 18 日	玉名市食料・農業・農村基本計画策定審議会 第 2 回 (調査の進捗状況、アンケート調査結果の報告)
平成 28 年 2 月 18 日	明日の玉名の農業を考える会 第 1 回 (趣旨説明、自己紹介、自由な意見交換)
平成 28 年 6 月 2 日	明日の玉名の農業を考える会 第 2 回 (農業生産組織・直売所の視察、望ましい姿について持ち帰り 検討)
平成 28 年 6 月 17 日	明日の玉名の農業を考える会 第 3 回 (課題の整理と解決のためのアイデア出し、望ましい姿の検討)
平成 28 年 8 月 17 日	明日の玉名の農業を考える会 第 4 回 (提言書のとりまとめ・提出)
平成 29 年 2 月 2 日	玉名市食料・農業・農村基本計画策定審議会 第 3 回 (明日の玉名の農業を考える会提言書の説明、諮問、計画素案 の審議)
平成 29 年 2 月 10 日 ～2 月 24 日	パブリックコメントの実施

資料2 玉名市食料・農業・農村基本条例

平成27年3月31日

条例第7号

玉名市の農業は、一級河川菊池川水系に潤わされた肥沃な水田地帯と自然豊かな小岱山及び金峰山系に広がる中山間地域の畑地のもとで、先人たちの英知とたゆまない努力によって様々な困難を乗り越えながら、その立地条件を生かし、平坦地では水稻、麦を主体とした土地利用型農業やトマト、いちごを主体とした施設園芸を、丘陵地ではみかんを主体とした果樹園芸を展開し、県内有数の産地を形成してきた。

農業及び農村は、食料を生産、供給する役割に加えて、自然環境や国土保全、水源かん養、文化の伝承等、様々な役割や機能を有しており、私たちの生活に計り知れない恵みをもたらしてきた。

しかしながら、近年、農産物の輸入の自由化や食生活の多様化等により、農産物の価格が低迷するなど農業は厳しい状況にあり、これらに起因して農業者の高齢化や担い手の減少、耕作放棄地の増加等、食料、農業及び農村をめぐる様々な問題が発生している。

これらの課題を乗り越え、今後の本市の農業及び農村の振興と発展を図っていくためには、競争力のある農業を確立させることはもとより、市民一人ひとりが、農業が本市の基幹産業であることを認識し、食料、農業及び農村が果たしている役割の重要性について理解を深めながら、地域で生産される農産物の地域内での消費いわゆる地産地消をさらに進めていく必要がある。

私たちはここに、食料、農業及び農村に対する理解を深め、引き続き農業を本市の基幹産業として育みながら、魅力ある農村を次世代に引き継ぐとともに、その進むべき道を明らかにするため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、食料、農業及び農村の在り方について、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、並びに市、農業者、農業に関する団体、市民及び食品関連事業者の責務等を明らかにすることにより、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本市の農業及び農村の持続的な発展並びに豊かで住み良い地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者 農業を営む個人及び法人その他の団体をいう。
- (2) 農業に関する団体 農業協同組合、農業共済組合その他の農業に関連する活動を行う団体をいう。

(3) 食品関連事業者 食品の製造、加工、流通若しくは販売又は食事の提供を行う事業者をいう。

(基本理念)

第3条 食料は、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で豊かな生活を支えるものであることに鑑み、地域で生産される農産物の地域内での流通及び消費を促進し、食の重要性に対する理解の促進と地域特有の食文化の継承が図られるとともに、将来にわたって、安全で安心な農産物が安定的に生産され、及び供給されなければならない。

2 農業は、農地、農業用水その他の農業資源及び担い手が確保され、地域の特性に応じてこれらが効率的に組み合わせられた収益性の高い農業構造が確立されるとともに、自然環境との調和を図るための必要な配慮がなされ、並びに安全で安心な農産物が地域において安定的に生産され、及び供給されることにより、その持続的な発展が図られなければならない。

3 農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場として農業の持続的な発展の基盤としての役割を果たしていることに鑑み、農業の有する農産物の供給機能及び多面的機能(国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等農村で農業生産活動が行われることにより生ずる食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能をいう。以下同じ。)が十分に発揮されるよう、その振興が図られなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、食料、農業及び農村に関する総合的かつ計画的な施策を推進しなければならない。

(農業者及び農業に関する団体の責務)

第5条 農業者及び農業に関する団体は、自らが安全な食料の生産者であり、基本理念に示す農村における地域づくりの主体であることを認識し、自ら生産する農産物について積極的に情報を発信するとともに、安全で安心できる農産物を安定的に生産し、農業及び農村の振興に関し主体的に取り組むものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、食料、農業及び農村が市民生活に果たしている役割の重要性についての理解及び関心を深め、地域で生産される農産物の積極的な消費及び健康で豊かな食生活の実践に努めるものとする。

(食品関連事業者の役割)

第7条 食品関連事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、市民に対し安全で安心な食料の供給が図られるよう努めるとともに、地域で生産される農産物の積極的な利用に努めるものとする。

(基本的施策)

第 8 条 市は、第 3 条に規定する基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本的な施策として、各々の施策相互の有機的な連携を図りつつ、推進するものとする。

- (1) 農産物に対する消費者の信頼の向上並びに農産物の消費、利用、流通及び販売の促進に必要な施策
- (2) 地産地消及び食育の推進に必要な施策
- (3) 多様な担い手及び後継者の育成及び確保に必要な施策
- (4) 生産基盤の維持、優良農地の確保及び農村が有する多面的機能の発揮に必要な施策
- (5) 地域の特性を生かした収益性の高い農産物の生産拡大を図るために必要な施策
- (6) 農業及び農村に関する情報の提供、生産者と消費者との交流等による農業及び農村に対する市民の理解の促進に必要な施策

(基本計画)

第 9 条 市長は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料、農業及び農村に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 市長は、基本計画に農業者、農業に関する団体、市民及び食品関連事業者の意見が反映されるよう努めなければならない。

3 市長は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、第 11 条に規定する玉名市食料・農業・農村基本計画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 市長は、食料、農業及び農村をめぐる情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、基本計画を変更しなければならない。

6 第 2 項から第 4 項までの規定は、前項の規定による基本計画の変更について準用する。

(実施状況の公表)

第 10 条 市長は、毎年度、基本計画に基づく施策の実施状況を公表しなければならない。

(審議会の設置)

第 11 条 基本計画に関する必要な事項について調査審議するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、審議会を設置する。

(審議会の所掌事務)

第 12 条 審議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 基本計画に基づく施策の実施状況に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項に関すること。

(審議会の組織)

第 13 条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した委員 20 人以内をもって組織する。

- (1) 農業委員会委員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 公募による者
- (4) 農業者
- (5) 農業に関係する団体の代表者
- (6) 食品関連事業者の代表者
- (7) 関係行政機関の職員
- (8) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第 14 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 15 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 16 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第 17 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(審議会の庶務)

第 18 条 審議会の庶務は、産業経済部農林水産政策課において処理する。

(委任)

第 19 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行時の会議の招集)

2 第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行後最初に開く審議会の会議については、市長が招集する。

資料3 玉名市食料・農業・農村政策審議会委員名簿

No	役職名	所 属	氏名 (敬称略)	時 期
1	会長	熊本県立大学環境共生学部長	松添 直隆	第1回～第3回
2	副会長	認定農業者連絡協議会 会長（玉名）	坂本 正信	第1回～第3回
3		認定農業者連絡協議会 副会長（岱明）	吉村 博文	第1回～第3回
4		認定農業者連絡協議会 副会長（天水）	坂田 政二	第1回～第3回
5		認定農業者連絡協議会 女性部会長（天水）	楠岡 浩美	第1回～第3回
6		認定農業者連絡協議会 女性部副会長（玉名）	岩村 まり子	第1回～第3回
7		認定農業者連絡協議会 女性部副会長（横島）	後藤 照美	第1回～第3回
8		玉名市農業委員会会長	永田 知博	第1回～第3回
9		JA たまな 総合企画室課長	堤 幸治	第1回～第3回
10		JA 大浜 経済課長	水田 弘	第1回～第3回
11		熊本県農業共済組合玉名支所 第一事業課 課長	谷口 孝治	第1回～第3回
12		公募	石本 恵志	第1回～第3回
13		公募	津崎 五記	第1回～第3回
14		公募	松本 久美子	第1回～第3回
15		熊本県県北広域本部 玉名地域振興局 農業普及・振興課長	塚本 敏房	第1回～第3回
16		玉名市市議会議員 建設経済委員長	福島 譲治	第1回
			田畑 久吉	第2回～第3回
17		玉名市市議会議員 建設経済副委員長	松本 憲二	第1回
			宮田 知美	第2回～第3回
18		玉名市食生活改善推進協議会会長	伊藤 しげこ	第1回～第3回
19		栄養士・食育指導士	山口 みき	第1回～第3回

資料4 諮問書

玉市農第1340号
平成29年1月31日

玉名市食料・農業・農村基本計画審議会
会 長 松 添 直 隆 様

玉名市長 高 崎 哲 哉

玉名市食料・農業・農村基本計画について（諮問）

玉名市食料・農業・農村基本条例第9条第3項の規定に基づき、別紙の玉名市食料・農業・農村基本計画（素案）について、貴審議会に諮問します。

資料5 答申書

平成29年3月21日

玉名市長 高 寄 哲 哉 様

玉名市食料・農業・農村基本計画審議会
会 長 松 添 直 隆

玉名市食料・農業・農村基本計画について（答申）

平成29年1月31日付け玉市農第1340号により当審議会に諮問された玉名市食料・農業・農村基本計画について、慎重に審議した結果、適切なものであると認め、ここに答申します。

なお、基本計画の推進にあたっては、市が実施した「市民アンケート調査」の結果や「明日の玉名の農業を考える会」の提言並びに本審議会の経過において出された意見を十分に反映していただき、施策・事業が着実に実施するとともに、適正な進行管理に努めることを要望します。

資料6 明日の玉名の農業を考える会名簿

No	所 属	氏名（敬称略）	時 期
1	平成28年度 玉名中学校 家庭教育部長	山口 直美	第1回～第4回
2	平成28年度 玉陵中学校 家庭教育部長	坂本 智砂子	第1回～第4回
3	平成28年度 玉南中学校 家庭教育部長	徳井 由美	第1回～第4回
4	平成28年度 有明中学校 家庭教育部長	石川 和枝	第1回～第4回
5	平成28年度 岱明中学校 家庭教育部長	大谷 明日香	第1回～第4回
6	平成28年度 天水中学校 家庭教育部長	中山 るみ	第1回～第4回
7	玉名中央学校給食センター【八嘉小 栄養教諭】	寺本ミユキ	第1回～第4回
8	岱明学校給食センター【岱明中 栄養職員】	森 さやか	第1回
9	岱明学校給食センター【岱明中 栄養教諭】	西澤 希美	第2回～第4回
10	天水学校給食センター【天水中 栄養教諭】	藤丸 奈美	第1回
11	天水学校給食センター【天水中 栄養教諭】	鞆田 澄香	第2回～第4回
12	玉名町小給食調理員【市職員 調理員】	杉本 節子	第1回～第4回
13	横島小給食調理員【市職員 調理員】	村田 千鶴	第1回
14	横島小給食調理員【市職員 調理員】	丸山 良美	第2回～第4回
15	保健予防課【市職員 栄養士（保健センター）】	吉田 勝代	第1回～第4回
16	子育て支援課【滑石保育所所長】	宮川 良子	第1回～第4回

玉名市食料・農業・農村基本計画

平成 29 年 3 月 発行

編集・発行／玉名市 産業経済部 農林水産政策課

〒865-8501

熊本県玉名市岩崎 163 番地

(TEL) 0968-75-1126 (代表)

(FAX) 0968-75-1167

編集協力 一般財団法人 九州環境管理協会